

## 第94表 暴力団対策法に基づく中止命令等発出状況

(1) 年次別

(単位 件)

区 分	中止命令	中止命令 違反	再発防止命令	再発防止命令 違反	事務所 使用制限	禁止命令	防止命令
平成 19 年	475	-	8	-	-	-	-
20	470	2	6	1	-	6	-
21	532	-	3	2	-	1	-
22	532	1	3	1	-	2	-
23	516	-	1	-	-	-	-
24	432	-	4	-	-	-	-
25	423	-	1	-	-	-	1
26	435	-	3	-	-	-	1
27	393	1	2	-	-	-	-
<b>28</b>	<b>429</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

(2) 形態別

(単位 件)

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
<b>総 数</b>	<b>435</b>	<b>393</b>	<b>429</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
9 条						
{ 総 数	<b>339</b>	<b>317</b>	<b>357</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>-</b>
{ み か じ め 料	38	44	50	-	-	-
{ 用 心 棒 料 等	154	137	154	2	2	-
{ 債 務 免 除 等	14	13	12	-	-	-
{ 不 当 贈 与	119	117	130	-	-	-
{ 因 縁 要 求	3	2	6	-	-	-
{ そ の 他	11	4	5	-	-	-
16 条						
{ 総 数	<b>36</b>	<b>29</b>	<b>18</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
{ 加 入 強 要	7	14	5	-	-	-
{ 脱 退 妨 害	27	15	9	-	-	-
{ 親 族 等	2	-	4	-	-	-
そ の 他	<b>60</b>	<b>47</b>	<b>54</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>2</b>

(3) 団体別

(単位 件)

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
<b>総 数</b>	<b>435</b>	<b>393</b>	<b>429</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
六 代 目 山 口 組	80	49	58	-	-	-
神 戸 山 口 組	-	-	10	-	-	-
住 吉 会	205	143	191	2	2	1
稲 川 会	45	72	35	-	-	-
極 東 会	12	37	30	-	-	-
松 葉 会	35	44	45	-	-	-
そ の 他 の 団 体	-	1	7	-	-	-
一 般 人 等	58	47	53	1	-	1

注1 暴力団対策法とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」をいう。

2 中止命令とは、指定暴力団員が暴力的要求行為をし、生活の平穏又は業務遂行上の平穏が害されていると認める場合に、警察署長が当該行為の中止等を命令することをいう。

数値：組織犯罪対策第三課